第51回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開	催	日 .	及	び	場	所	令和4年7月21日(木)	機構本社会議室(WEB 会議)
							篠原煜夫(弁護士)、毛利	栄征(大学特任教授・名誉教授)、田中規
	委				ļ	Į	夫(大学院教授)、山梨恵-	子(水資源機構監事)
							1. 令和3年度下半期の一	音応札の状況について
	審	議		事	邛	Ĩ	2. 令和3年度下半期にお	する一者応札・一者応募に関する点検につ
							いて	
							3. 令和3年度下半期におり	ける随意契約に関する点検について
							4. 新規随意契約案件につい	いて
							委員	機構事務局
1.	令和	3年月	度下	半期	の一	者応	「月毎の一者応札 (率) につ	
	机)状況	につ	ついて			いて」	
2.	令和	3年月	变下	半期	にお	ける	・R3の第4四半期の一者	・年度末、特に3月期は定例的な次年度の
	一者	応札	• —	者応	募に	関す	応札率は、50%以上で3	発注等が多くなるため同傾向となって
	る点	検に	つレ	いて			月期は 57.1%と高い数値	います。全体の発注件数が減少傾向で
							となっている。年度末特	母数が減る中、継続的に発注すること
							有の現象と思われるが多	が必要な設備の点検・整備や役務関係
							少の改善の効果は出てい	の業務等の一者応札対応が困難なもの
							るのか。	は継続しているため率が高くなる傾向
							R3の合計で見ても	になっているかと思われます。
							48.0%となっている。R 2	昨年度は一者応札率が減少方向でした
							を除くとH30 とR元の時	が、一者応札となったうちの債務契約
							期のように高止まり状態	の率はR元が 45.0%、R 2 が 43.5%、R
							になっていると判断すべ	3が51.2%と同様の傾向であり、債務契
							きか。	約の発注タイミングも影響してきてお
								り、そういうことでも高止まりと判断
								できるかと思われます。
							「参入困難案件の除外につ	
							いて」	
							・参入が非常に困難な状況	・ご指摘のとおり対応すべき母集団が明
							にある件数を差し引いた	確になったと考えております。引き続
							4項の表はわかりやすく	き競争参加業者を増やす取組は行って

て良い。一者応札率が 50.0%から 31.1%まで低 下したことは、対応すべ き母集団が明確になった と理解できる。この 31.1%に該当する部分を どの程度の数値まで引き 下げることを目標として いるのか。

いきますが、技術者不足という外部的 状況が変わらず、先ずは、現在の実績値 が上昇しないようにしていきたいと考 えているところです。

「一者応札の原因」

の工事量を考慮」がみら れる。

会社規模に合わせて応札 するのは当然なのだが、 技術者不足は高齢化のた めに物理的に人がいなく なっているだけなのか。 業務量との関係で雇用を 控えている影響なのか。 何らかの分析することは できないのか。

「(一者応札案件) 滝沢ダム 貯砂ダム堆砂除去工事 に関して」

ったのか。

•「技術者不足」と「手持ち」・建設業景況調査結果や競争不参加者か らの聞き取りからも高齢化による人出 不足、手持ちの業務量何れの要因も影 響しているものではないかと考えてい るところです。各業種により状況が 様々なところもあり、業界団体等との 意見交換での内容も参考にしていきた いと考えております。

・工事時期の調整は難しか・本工事は堆砂除去工及び発生土受入地 整備工を行うもので、このうち、堆砂除 去工については、洪水期制限水位以下 までダムの貯水位が下がり、ダム上流 に位置する貯砂ダム湖底での掘削が可 能となる洪水期のみ工事の実施が可能 なため、工事時期の調整は困難です。

「技術者や従事者の不足ほか」 ・コロナによる影響がいろいろな形で見られる。経年的な変化はあるのか。	
・円安関係で、何か対策をとっているのか。	・物価スライドに因る変更契約で、昨今の 為替における円安基調に由来する輸入 資材や燃料油の高騰に対応しているも のと考えています。
・年齢別構成比のグラフで、これは業界全体の話ではあったのだが、55歳以上が年々増えてくるだろうと思う。「キャリアアップシステム」などの取組対応はどのような割合なのか。	り、本社契約の1件を対象として実施
・なかなか一者応札を改善 するというのは難しいと の印象を持っているが、 小さい会社でも仕事が受 注できるようにするため には、どういう方策があ るのか。例えばできる限 り早期に発注公告をする とか。名案というのはな いとは思うがいかがか。	・発注情報については、四半期ごとに最新 情報をHPに載せておりますが、年度 初めの公表を前倒しして、早い段階で 公表ができないか検討しております。
・いつも難しいと思いながら説明を聞いているが、諦めずに一者応札対応を	

	努力していかないといけ	
	ない。	
3. 令和3年度下半期における	 「大和田機場風水害対策作	
随意契約に関する点検に		
ついて	・事案が発生して直ぐ緊急 工事を依頼しており緊急 性は認められるが、来年	・維持管理業務の中で対応すべきではないかという事について現地で検討していますが、しかしながら年に1回ある
	度以降、計画的に維持管	かないかという状況であり、業者への
	理上対応するなど随意契	聞き取りでもそれに対応する機材を機
	約をしなくてもいい方策	構側で用意しなければ、対応出来ない
	はないのか。	旨の意見を聞いているようです。
	・計画的に随意契約に至ら	・元々は2年前に更新計画が持ち上がっ
	ないようにする対応は、	っていたが、予算の関係や優先順位に
	本件に限らずほかの案件	より後先送りになったようです。
	も同様である。空調機は、	
	耐用年数を過ぎており計	
	画的に対応ができたので	
	はないか。	
	・自然災害或いは事故なの	・施設に関しましては、計画をたて定期的
	で、どういう事象が起こ	に点検を行っていますが、一部、空調設
	るか事前には分からない	備等点検を実施していないものも存在
	が、今までの経験からウ	します。日々の状況を確認し、優先順位
	イークポイントみたいな	をつけて対応しています。
	ところはある程度判別で	
	きるだろうと考えられる	
	し、蓄積もあるだろうか	
	ら、事案が起こった際の	
	準備というのは整ってい	
	てもいいのではないか。	
	・この3つの案件について	・大和田機場の件は、除塵対応まではポン
	は、緊急随意契約に値す	プの運転阻害となり洪水対応に支障を
	るということについては	きたす恐れがあったため緊急対応が必

意見・異論はないが、対応 に日数を要したことにつ いては、もう少し改善の 余地があるのではない か。

要との認識はしております。その後の 処理は、本契約とは分離の上、一般競争 での実施も考えられたかと思います。

- ・緊急契約に関する通達の・緊急契約に関する通達については、本委 一部改正に関しては、直 ちに対応を要するものに 限定し、災害等の影響で あっても、復旧対策の実 施方法の検討などに期間 を要するものの、検討が 終了次第早急に工事を依 頼したい場合など、工事 等の依頼までに期間を要 する場合は、緊急を要す る場合に該当しないこと に留意することになって おり評価できる改正とな っている。しかしながら、 この3つの案件は、どれ も緊急性があるとは思え ない。一般競争原則から 外れる例外的な緊急性と いうことを認識して欲し 11
 - 員会の意見も踏まえ緊急対応の範囲の 明確化を図り本年度4月に改正、適用 しております。今回の案件については、 改正前の通達適用となり、適合してい ない部分がございます。今後は、改正後 の通達により適正に進めていくことに なります。

・安易に緊急性を全部認め ていたら、競争原理が無 くなってしまうので厳し い目で見ている。

- 4. 新規随意契約案件につい 設定業務(仮称))
- ・委託費についての質問が て(北総東部用水地上権再 あったが、随意契約する ことについて承認され た。

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

坂上 覚 (内線 2251) 技術管理室契約企画課長 技術管理室技術調査課長 奈良 洋幸(内線 4631)